

ESG 10 minutes

管理部門向けのESG情報開示・対話のニュースレター

2022年10月

(本号は2022年9月30日までの情報に基づきます)

What's New & Update (2022/7~2022/9)

公表日	公表主体	公表内容
2022年7月1日	財務会計基準 機構(FASF)	FASFが「サステナビリティ基準委員会(SSBJ)」を設立(7月7日に第1回、7月21日に第2回の委員会を開催)。【→p.2に関連記事】
2022年7月18日	IFRS財団	IFRS財団が主要な法域の機関が参加する「法域ワーキング・グループ」を開催。中国、欧州、日本、英国、米国の機関が参加。
2022年7月19日	経済産業省	「コーポレート・ガバナンス・システムに関する実務指針(CGSガイドライン)」を改訂。
2022年8月1日	IFRS財団	IFRS財団が、バリューレポーティング財団(VRF)との統合の完了を発表。【→p.4に関連記事】
2022年8月30日	WBCSD他	サステナブルな開発のための世界経済人会議(WBCSD)、国連責任投資原則(PRI)、国際会計士連盟(IFAC)が、IFRS財団、米国SEC、欧州委員会の取り組みへの声明を発表。【→p.2記事】
2022年8月30日	内閣官房	「人的資本可視化指針」を公表。【→p.3記事】
2022年8月31日	経済産業省	「伊藤レポート3.0(SX版伊藤レポート)」および「価値協創のための統合的開示・対話ガイドライン2.0(価値協創ガイドライン2.0)」を公表。
2022年8月31日	IFRS財団	国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)副議長にHua氏を選任。2022年8月23日の小森理事らの選任と合わせ、全てのISSBメンバーが確定。
2022年9月13日	日本政府、 経済産業省	「責任あるサプライチェーンにおける人権尊重のためのガイドライン」を公表。
2022年9月15日	IFRS財団	IMF、OECD、国連、世界銀行の4つの常設メンバー組織で構成された「サステナビリティ諮問委員会(Sustainability Consultative Committee)」の第1回会合を開催。
2022年9月19日	OECD	コーポレートガバナンス原則の改訂案を公表。

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向

- ・米国SEC、国際サステナビリティ基準審議会(ISSB)、欧州財務報告諮問グループ(EFRAG)の3機関のサステナビリティ情報開示の規則もしくは基準に関する市中協議はそれぞれスケジュールどおり終了しました。
- ・2023年の早い時期に、ISSBのIFRSサステナビリティ開示基準の公開が想定されています。
- ・サステナビリティ情報の開示、報告の一部で、独立した第三者による保証が要求される見込みです。

基準設定に関する国際動向

米国SECは6月17日、ISSBは7月29日、EFRAGは8月8日に、サステナビリティ情報開示の規則もしくは基準に関する市中協議をスケジュールどおり終了しました。基準設定への関心は高く、ISSBの2つの公開草案に対しては、120日の市中協議で全世界から1,400通以上のコメントレターが寄せられました。

WBCSD、PRI、IFACは、8月30日に声明を発表しました。サステナビリティ情報開示における3機関のさらなる連携を求めていました。サステナビリティ報告を作成する企業は、1つの報告で、各規則もしくは基準に一度に適合できる要求事項の設定を期待しています。しかし、現状の各公開草案の内容は、その期待に応えるには不十分とされ、ISSBを中心とした各関係機関のさらなる連携が期待されています。

国内機関の対応状況

国内では、財務会計基準機構(FASF)のサステナビリティ基準委員会(SSBJ)、経済産業省、日本経済団体連合会などの主要な団体が、上記の市中協議に対応し、コメントレターを提出しています。国内の企業においてより適用しやすく、国内の開示情報の利用者により有益な国際基準が設定されるよう、各機関が対応を進めています。SSBJにおいては、ISSBが設定する基準を踏まえ、速やかに国内における具体的な開示内容の検討が期待されています。

基準設定の今後のスケジュール

米国SEC、ISSB、EFRAGの3機関では、コメントの分析と対応方針の検討を進めています。市中協議の結果を踏まえたESRS案は2022年11月に欧州委員会(EC)に提出される予定です。また、ISSBのIFRSサステナビリティ開示基準は、2023年の早い時期の公表が想定されています。米国SECの規則案では2022年12月の発効を想定した説明がありますが、具体的なスケジュールは公表されていません。

サステナビリティ情報の保証に関する議論

各規則もしくは基準に従い開示、報告されるサステナビリティ情報の一部には、独立した第三者による保証が求められる見込みです。

米国SECの規則案では、一部の企業にGHG排出量スコープ1、2の開示に関する第三者保証を要求しています。2024年1月1日以後開始の事業年度より段階的に限定的保証が義務化され、その2年後に合理的保証が義務化される予定です。欧州では、企業サステナビリティ報告指令(CSRD)案で、サステナビリティ報告に対する限定的保証が義務付けられています。今後、合理的保証への移行が予定されています。

サステナビリティ情報の開示、報告の基準設定に合わせ、サステナビリティ情報に関する保証基準の開発と設定が、グローバルで今後進められる見通しです。

2. 内閣官房「人的資本可視化指針」の概要

- ・2022年8月30日に内閣官房は「人的資本可視化指針」を公表しました。資本市場への人的資本に関する情報開示の在り方に焦点が当てられています。
- ・既存の基準やガイドラインの活用方法を含めた対応の方向性について、包括的に整理した手引きとなっています。企業が自社の業種やビジネスモデル・戦略に応じた積極的な活用を奨励しています。

可視化の方法

最初の段階として、フレームワーク(価値創造ガイドンス、IIRCフレームワークなど)を活用し、自社の経営戦略と人的資本への投資や人材戦略との関係性(総合的なストーリー)を描きます。それをベースに、投資家にとってなじみのあるTCFD提言の4つの要素(ガバナンス、戦略、リスク管理、指標と目標)に沿って具体的な開示事項を検討することが、効果的かつ効率的なアプローチであると推奨しています。

さらに、開示項目において独自性と比較可能性のバランスを確保し、開示内容が「価値向上」と「リスク」マネジメントの観点のいずれによるかを意識し、説明することを求めています。



出典: 内閣官房「人的資本可視化指針」(2022年8月30日) p.28

循環的な取り組み

企業は、「経営者による議論とコミットメント」および「従業員との対話」によって構築された人材戦略を説明し、「投資家からのフィードバック」を通じてこれをさらに磨き上げていく、一連の循環的な取り組みの一環として人的資本の可視化の取り組みが必要だとしています。

人材戦略の構築

可視化の前提となる人材戦略の策定と実践については、「人材版伊藤レポート」および「人材版伊藤レポート2.0」の本指針と合わせた活用で、相乗効果が期待できるとしています。

「人材版伊藤レポート」は人的資本経営による価値創造の重要性を訴求しています。「人材版伊藤レポート2.0」はその内容を深掘り、高度化し、実行に移すべき取り組みとその重要性、そして取り組みを進める上で有効な工夫を提示しています。

有価証券報告書での開示

有価証券報告書 サステナビリティ情報の「記載欄」での開示 (2023年3月期から義務化の予定)

人的資本	「人材育成方針」「社内環境整備方針」を「戦略」の枠に追加
多様性	「男女間賃金格差」「女性管理職比率」「男性育児休業取得率」を「従業員の状況」の枠に追加

有価証券報告書での開示の義務化は上記のとおり予定されており、上場企業などには今後これらを開示する対応が求められます。他にも女性活躍推進法など複数の法令において開示義務が課されている人的資本関連情報があるため、それらの複数の法令における開示要求事項と有価証券報告書における開示要求事項を、整合させていく取り組みが期待されます。

3. 人的資本情報開示の海外動向

- リーマンショックを契機に投資家から人的資本情報の重要性が認識されるようになり、さまざまな組織において任意開示基準が策定されました。人的資本開示の義務化については、EUが先行した後、米国でも義務化が実現しました。2021年以降、欧米においてさらなる開示項目の義務化が進められようとしています。

欧州の人的資本に関する開示義務化

EUにおける人的資本の開示は、これまで2014年に公表された**非財務情報開示指令(NFRD)**によって、一部の上場企業などに課されてきました。2021年公表の**企業サステナビリティ報告指令(CSRD)**案は、NFRDを改正し、サステナビリティ報告の促進を目的に、適用対象企業と開示項目の拡大などを行い、今後正式承認予定です。EU域内の日本企業の子会社(NFRD対象外の大企業)は、2025年1月1日以後開始事業年度からCSRDの開示義務の対象となる可能性があります。

2022年に公表の**欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)草案**は、CSRD案で示された報告事項の開示基準を規定しています。ESRS草案では人的資本は「S1:自社の従業員」、「S2:バリューチェーンにおける従業員」において規定されており、S1では、報告すべき20項目の業績指標が規定されています。ESRS S2は今後策定される予定です。

欧州の人的資本に関する情報開示の取り組み

NFRDによる開示の進展や、ドイツの金融機関や企業などが人的資本報告の国際標準規格である**ISO30414**の2018年の出版に関わってきた背景などが影響し、欧州では人的資本だけを独立したレポートとして開示する企業も増えてきました。

欧州では人的資本開示に関する各国独自の法制化が進んでいますが、注目される動きの1つとして、2021年3月にECが提出した**賃金透明性指令案**があります。同案では、従業員250名以上の企業に対して、企業内の男女の労働者間の賃金の格差、賃金水準ごとの男女比率の開示などを求めています。

米国の人的資本に関する開示義務化

米国においては、2020年、米国証券取引委員会(SEC)が非財務情報に関する規則である**Regulation S-K**を改正し、上場企業に対する人的資本開示を義務化しました。①企業のビジネスを理解するために重要(material)な範囲において、人的資本に関する説明および②企業が経営上重視する人的資本に関する施策または目的の開示を求めましたが、具体的な開示内容については企業に委ねられました。改正を受け、米国企業が開示した内容に対して、多くの投資家は、企業を理解するには不十分との懸念を示しました。

2021年、米国の証券取引所に上場する企業に対して**人的資本の情報開示を求める法案(Workforce Investment Disclosure Act of 2021)**が提出され、現在審議中です。法案は、長期的な成長に必要な人材への投資を実施しているかという観点から、8項目にわたって開示を義務付ける内容になっています。また、法律制定後2年以内にSECが各項目の開示規則を策定できなかった場合には、ISO30414などの開示基準を使う旨を明記しています。

ISSBの人的資本開示に関する動向

2021年6月に価値報告財団(VRF)と合併した後、2022年8月にISSBと合併した**サステナビリティ会計基準審議会(SASB)**では、2019年9月にサステナビリティ開示の人的資本の基準開発のため、Human Capital Project(人的資本プロジェクト)を立ち上げました。また、アジェンダ・コンサルテーションにおける、ISSBで今後優先して検討される項目の候補には、生物多様性などと並んで人的資本が含まれています。

調査報告書とESG 10 minutes 過去号の紹介

SASB基準の観点から日本企業の情報開示を分析した調査報告書と期間限定セミナーのご紹介。

サステナビリティ情報開示の転換期 - SASB基準の適用と開示状況に対する調査

SASB(サステナビリティ会計基準審議会)のインダストリー別基準が、ISSB(国際サステナビリティ基準審議会)の基準開発プロセスに組み込まれつつある中、SASB基準にどれだけ適合できているかを明らかにすることは、今後策定されるIFRSサステナビリティ開示基準にどれだけ日本企業が適合できるのかを理解することにつながります。

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/thoughtleadership/turing-point-of-sustainability-information-disclosure.html>にて掲載中



サステナビリティ情報開示セミナーシリーズ 第1回「非財務情報開示の転換期～日本企業におけるSASBスタンダードの適用状況と課題～」

上記調査報告書の内容に加え、IFRS財団からのゲストとの対談を収録したオンラインセミナーを期間限定で公開しています。ご視聴のお申し込みはこちら

<https://forms.jp.pwc.com/public/seminar/view/14986>

詳細情報はこちら (記載された配信期間内でご視聴ください)

<https://www.pwc.com/jp/ja/seminars/a1220928.html>

本稿と合わせて、ESG 10 minutes のバックナンバーもぜひご一読ください。

ESG 10 minutes Vol. 4(2022/7)のトピック

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向
2. 金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告の公表について
3. 欧州サステナビリティ報告基準(ESRS)の解説

ESG 10 minutes Vol. 3(2022/4)のトピック

1. サステナビリティ開示基準設定に関する動向
2. 「非財務情報の開示指針研究会」の動向
3. 生物多様性や自然資本に関する動向
4. TNFDの自然関連リスク管理フレームワークの紹介

ESG 10 minutes Vol. 2(2022/2)のトピック

1. IFRS財団による国際的なサステナビリティ開示基準の設定
2. 金融庁「記述情報の開示の好事例集2021(サステナビリティ情報に関する開示)」を公表
3. CDPが2021年のAリスト企業を発表

<https://www.pwc.com/jp/ja/knowledge/column/esg-10minutes.html>にて掲載中

Fact Sheet

PwC¹は、社会における信頼を構築し、重要な課題を解決することをPurpose(存在意義)としています。私たちは、世界152カ国に及ぶグローバルネットワークに327,000人以上のスタッフを擁し、高品質な監査、税務、アドバイザリーサービスを提供しています。



主な提供サービス

- ・監査およびアシュアランス
- ・コンサルティング
- ・ディールアドバイザリー
- ・フォレンジック
- ・税務
- ・法務



People

327,947人

アシュアランス	121,746人
アドバイザリー	105,960人
税務&法務	52,251人
プラクティス・サポート・スタッフ	47,990人



Revenues

503億米ドル

サービスライン別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
アシュアランス	18,009	17,073	5.5%	7.6%
アドバイザリー	20,708	17,029	21.6%	23.5%
税務および法務	11,577	11,040	4.9%	6.8%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%



Locations

152カ国



地域別 総収益 (単位:百万米ドル)	FY22 (FY22為替 レート)	FY21 (FY21為替 レート)	増減率	増減率 (恒常為替 レート)
米州	21,336	18,309	16.5%	16.3%
アジア太平洋	9,862	8,862	11.3%	14.0%
欧州・中東・アフリカ	19,096	17,971	6.3%	10.0%
総収益	50,294	45,142	11.4%	13.4%

恒常為替レートの増減率(%)は、米ドル建ての為替レートの影響を除外した現地通貨建てでの数値です。2022年度の収益は、PwC全ファームの合計収益で、2022年度の為替レートの平均で換算し、米ドルで表示しています。2021年度合計収益は、2021年度の為替レートの平均で表示しています。総収益にはクライアントに請求した経費も含まれます。2021年度の数値は、2022年度のオペレーションの最新事業構造を反映して更新しています。地域間の収益は、合計値に含まれていません。

¹PwCとは、プライスウォーターハウスクーパース・インターナショナル・リミテッドのメンバーファームによって構成されたネットワークを意味し、各メンバーファームはそれぞれ独立した法人です。

本 ESG 10 minutes へのお問い合わせ は、PwC あらた有限責任監査法人 サステナビリティ戦略室 までお問い合わせください。
Email: jp_aarata_esg-mbx@pwc.com